

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部お客さまサービス課・工務部給水課 (06-6616-5478) (06-6616-5480)
措置実施課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部お客さまサービス課（工業用水道担当）
事務の名称	工業用水道事業給水条例に関する違反処分
事務の概要	<p>給水施設の使用者又は所有者等（以下「使用者等」といいます。）が大阪市工業用水道事業給水条例又は同条例の規定に基づく指示に違反した場合、過料を科します。</p> <p>また、違反行為が工業用水道の利用者（当該使用者等以外の利用者を含みます。以下「利用者」といいます。）の生命、身体、財産に危害や損害を及ぼす場合には、水道局は違反水栓の切断等の必要な措置を当該使用者等に行わせませす。ただし、当該使用者等が緊急対応ができない等の理由がある時は水道局が切断等の必要な措置を行うことがあります。</p> <p>さらに、当該使用者等が違反の事実を認めなかったり、違反是正のための指導に従わない場合には、当該使用者等に対する給水を停止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「給水施設」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具で水道メータまでのものをいいます。</li> </ul>
措置の実施基準等	<p><b>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</b></p> <p>1.（1）の措置を講じる基準</p> <p>正規の手続きを経ないで、給水施設若しくは内部施設の工事を行い、又は給水施設を使用した疑いがあり、水道局による調査・確認の結果、当該疑いが事実であると認められ、かつ、当該違反に伴う水道の水質汚染等により利用者の生命、身体、財産に危害や損害を及ぼすおそれがある場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「内部施設」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具で給水施設以外のものをいいます。 【ガイドライン1(1)①及び②に該当】</li> </ul> <p>1.（1）の措置の内容</p> <p>A. 違反水栓の切断等について 工業用水道事業給水条例違反処分要綱第4条に基づき、水道局は違反水栓については即時、使用者等へ切断等を行わせませす。ただし、当該使用者等が緊急対応ができない等の理由がある時は水道局が切断等の必要な措置を行うことがあります。</p> <p>B. 給水停止について さらに、当該使用者等が違反の事実を認めず、違反是正のための指導に従わない場合には大阪市工業用水道事業給水条例第32条に基づき、当該使用者等に対する給水を停止します。</p>
	<p>1.（2）、（3）の措置を講じる基準</p> <p>なし</p> <p>1.（2）、（3）の措置の内容</p> <p>なし</p>
	<p><b>2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について</b></p> <p>2.（1）の措置を講じる基準及び内容</p> <p>A. 過料の徴収について 次の要件に該当する疑いがあり、水道局による調査・確認の結果、当該疑いが事実であると認められた場合、違反是正のための指導を行います。</p> <p>また、違反の程度・状況に応じて50,000円以下の過料を科します。なお、複数の違反行為に対する過料は併科することができます。</p> <p>(1) 料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたとき。 (2) 給水を工業以外の用に使用し、又は販売したとき。 (3) 正規の手続きを経ないで、工事を行い、又は給水施設を使用したとき。 (4) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。 (5) 前(1)～(4)に掲げる場合のほか、大阪市工業用水道事業給水条例又は同条例の規定に基づく指示に違反したとき。 【ガイドライン2(1)①及び②に該当→(2)、(3)、(5)】 【ガイドライン2(1)③に該当→(1)、(2)、(3)、(4)、(5)】</p> <p>詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科します。 【ガイドライン2(1)③に該当】</p> <p>B. 給水停止について 当該使用者等が過料を期日までに納付しない場合は、大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかるを給水停止予告書交付し、当局の指示に応じない場合は給水を停止します。 【ガイドライン2(1)③に該当】</p>
根拠法令等 及び条項	<p>大阪市工業用水道事業給水条例（昭和34年4月1日条例第20号） 第9条第1項、第10条、第14条第1項、第2項、第3項、第29条、第32条、第33条、第34条 工業用水道事業給水条例違反処分要綱</p>
備考	